

令和 7 年 11 月 14 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)
地域名 (地域内農業集落名)	豊富町御蔭 (砂川、栗橋、橋爪、薮田、曾坂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月17日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域において農地所有者の高齢化とともに農業への関心が低下しているうえ、多くの農業者は後継者が定まっておらず、遊休農地の増加が懸念されている。その対策として、中心的な担い手となる農業者を地域で支え持続的な農地の利用を図りながら、担い手と地域が共同で集落内の農道・水路など含めた農地を維持管理していく体制を構築する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手による、水稻、麦、大豆のブロックローテーション実施、及び無農薬・有機農業などの取組みにより農産物の差別化を進めている。その取組が継続できるよう地域で協力していく。
個人で耕作が可能な限り営農を続け、離農や規模縮小する際は農区などに相談のうえ、中心的な担い手に耕作を打診し遊休農地化しないよう努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	77.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	75.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域及び現在耕作している農地とその周辺農地、及び地区土地利用計画を策定した集落においては農業区域とした農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中心となる担い手への集約化を念頭に農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者の同意が得られる範囲で農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を確認しつつ段階的に集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
老朽化している施設等の改修を進めつつ、農作業の効率化を図るためスマート農業の導入などを含めた農地の大区画化・汎用化を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の担い手への集積・集約を中心とするが、営農継続が困難となった場合に備え、新規農業者の育成などにも努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化、及び地域で対応すること以上の成果が期待できる作業について委託を進めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

✓	①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等	✓	⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①イノシシ柵、電柵、檻を設置する。被害が出た場合は対応できるよう体制を作る。
②無農薬作物・有機により知名度を上げ、差別化を図る。
⑦多面的機能支払交付金事業を活用し、集落内の農地の保全・管理を共同で行う。
⑧作物集積施設、作物加工施設等の農業用施設を段階的に設置するよう進める。